別記様式

実務者研修教員講習会修了証

フリガナ		生年月日	
氏名			
住所			

上記の者は、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和62年厚生省令第50号）第７条の２第１号ホ又は社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成20年文部科学省厚生労働省令第２号）第７条の２第１号ホに規定する講習会の課程について、次のとおり修了したことを証明する。

科目名	時間数
合計	

平成　　年　　月　　日

所在地

法人・機関名

法人・機関代表者名　　印

○国土交通省告示第千六十三号

平成十四年国土交通省告示第百八十五号（測量法に規定する地心直交座標で表示する場合の座標系を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十月二十一日

国土交通大臣　前田　武志

第二の表を次のように改める。

軸	座標値
X軸	−3,959,340.203メートル
Y軸	3,352,854.274メートル
Z軸	3,697,471.413メートル

附　則

この告示は、平成二十三年十月二十一日から施行する。

○関東地方整備局告示第三百九十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第１項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年十月二十一日

関東地方整備局長　下保　修

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長（メートル）	備考
日立市大和田町字笠井田一八五六番五から同市石名坂町二丁目一〇四九番一まで	前	一一・三二～六三・二一	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	二七・八八～七三・八一	
		二・〇〇六	
		二・〇〇六	

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局常陸河川国道事務所

○関東地方整備局告示第三百九十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第１項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月二十一日

関東地方整備局長　下保　修

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長（メートル）	備考
東御市和字西田一四九九番二四から上田市上塩尻字山崎一六二番まで	前	八・〇〇～二四・〇〇	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B 二七・六〇～八九・二〇	
		A 八・〇〇～一二四・〇〇	
		B・C 〇・〇〇～一二四・五六	
		一〇・九〇五（キロメートル）	
		七・五六一	
		一〇・九〇五	

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局長野国道事務所